1-34-15

の死去を報ずるため正議大夫林茂盛等を遣わす執照 世子尚貞の、 康熙七年の進貢船の消息をたずねると共に尚質

(一六六九、三、 

ぎて執政するを報ずる事の為にす。 琉球国中山王世子尚(質)、 **貢船の安危を告探し、并びに藩を嗣** 

前赴し、前に遣わせる貢船二隻の安危を探訪し、并びに先父王薨逝 水梢を率領して土造の快船一隻に坐駕し、咨文を齎捧して天朝に して本藩、 特に正議大夫・使者・都通事等の官の林茂盛等を差わし、 嗣ぎて権に執政す、等の情を報明せしむ。

を得しむる毋れ。須らく執照に至るべき者なり。 官軍の験実に遇わば、 収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の 今、義字第十六号半印勘合執照を給して都通事陳初源等に付与し、 盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。 此れに拠り差去する員役は、 即便に放行し、留難し遅悞して便ならざる 別に文憑無くば誠に所在の官司の 此の為に

計開

使者二員 正議大夫 李功銘 員 林茂盛 蔡璋 人伴八名 人伴八名

1-34-16

琉球国中山王世子尚

(貞)、

進貢の事の為にす。

世子尚貞の、 進貢のため耳目官冨茂昌等を遣わす執照

(二六七〇、一〇、 

を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。 今、耳目官・正議大夫・使者・都通事等の官の富茂昌・蔡国器等 九年(一六七〇)は歳、 旨の二年一貢を奉じ、 欽遵せるは案に在り。査照するに、 貢期に当れば敢えて愆越せず。 此の為に 康熙

紙四万張・蕉布一百匹を載運す。二船に分装する方物は多寡均 馬十匹・海螺殻三千個、正買の外に特に加えたる鬃煙一百匣・番 百個・馬五匹・鬃煙五十匣・番紙二万張・蕉布五十匹を装載し、 からず。 一船義字第十八号は煎熟硫黄五千三百斤・海螺殻一千五

下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幇する上

都通事一員 陳初源 人伴四名

管船火長・直庫二名 王可喜 梁胤元

梢水共に三十名

康熙八年(一六六九)三月十三日

右の執照は都通事陳初源等に付し、 此れに准ぜしむ

執照